

福岡商工会議所へのご入会について

約**16,000**の会員数を誇る
福岡商工会議所の会員になりませんか？



入会は福岡市内で
事業を有し、
営業を行っている
**法人・団体・
個人事業主**の方が
ご入会できます！

**会員限定サービス、
会員割引サービス**など、
**スケールメリットを
活かしたサービス**が
多数あります！

様々な交流会や
**各種商談会、
研修やセミナー**等を
多数提供し、
ビジネスをサポート
します！

年会費

個人事業主の場合 …… **9,000円以上**

法人・団体の場合 …… **15,000円以上**

※会費の月割りはいたしかねます。ぜひお早めにご入会ください。

※資本金の額、従業員数によって会費がかわります。

※既納の会費は、如何なる事由がある場合においても返戻いたしませんので
ご注意ください。（福岡商工会議所定款第72条第3項）

○会費は経理上損金（所得税基本通達37-9、及び、法人税
基本通達9-7-15の3）として処理できます。

○会費は消費税法基本通達5-5等の定めにより、消費税の
課税対象となりません。

年会費は、資本金により異なります。

資本金（払込済出資総額）			最低負担基準会費	級数	資本金（払込済出資総額）			最低負担基準会費	級数
個人			9,000円 以上	16級					
法人 ・ 団体	1,000万円 以下		15,000円 以上	15級	法人 ・ 団体	7,000万円 超		120,000円 以上	8級
	1,000万円 超		21,000円 以上	14級		10,000万円 超		160,000円 以上	7級
	2,000万円 超		27,000円 以上	13級		20,000万円 超		200,000円 以上	6級
	3,000万円 超		33,000円 以上	12級		30,000万円 超		300,000円 以上	5級
	4,000万円 超		45,000円 以上	11級		50,000万円 超		500,000円 以上	4級
	5,000万円 超		60,000円 以上	10級		100,000万円 超		700,000円 以上	3級
	6,000万円 超		90,000円 以上	9級		150,000万円 超		1,000,000円 以上	2級
						200,000万円 超		1,500,000円 以上	1級

※法人・団体は15級以上 ※年会費は4月から翌年3月まで ※上記を超える資本金での会費につきましては、おたずねください。

STEP 1 入会申込書記入

ご入会までの流れ



基本情報をご記入
ください。証
明書類は必要あ
りません。

STEP 2 初年度会費お支払い



入会申込書受付後、お
支払い手続きをしてい
ただきます。
次年度以降は会費自動
引落しもご利用いた
だけます。

STEP 3 会員証の発行 （入会后翌月発行）



ビジネスチャンスをつ
かむ準備はこれで
完了!!
会議所が御社の経営
をサポートします。

会員ご入会について、ご不明な点はお気軽におたずねください。

会員組織・共済グループ ☎ 092-441-1114

資料請求はこちら ➡

